

令和7年3月26日

手数料納付方法の追加について

令和7年4月1日から、以下の審査手数料について、現行の収入証紙に加え、納入通知書での支払いが可能となります。詳細については、各担当までお問合せください。

(納入通知書は許可申請後、後日発行予定です。)

対象となる手数料

- 開発許可に係る手数料

(都市計画法第29条、第35条、第42条)

- 建築許可に係る手数料

(都市計画法第43条)

- 旧宅地造成等規制法の許可に係る手数料

都市整備部 土地政策課 開発指導 G・調整 G

TEL 053-457-2373

盛土対策 G

TEL 053-457-2307

北部都市整備事務所 (浜名区役所内)

TEL 053-585-1162